

所得稅法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改
正
案

現

行

第一条	(所得稅法の一部改正)	
所得稅法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。		

目次

第一編 総則	第一編 同上
第一章 通則(第一条—第四条)	第一章 同上
第二章 納稅義務(第五条・第六条)	第二章 同上
第二章の二 法人課稅信託の受託者等に関する通則(第六条の二・第六条の三)	第二章の二 同上
第三章 課稅所得の範囲(第七条—第十一条)	第三章 同上
第四章 所得の帰属に関する通則(第十二条—第十四条)	第四章 同上
第五章 納稅地(第十五条—第二十条)	第五章 同上
第二編 居住者の納稅義務	
第一章 通則(第二十一条)	第一章 同上
第二章 課稅標準及びその計算並びに所得控除	第二章 同上
第一節 課稅標準(第二十二条)	第一節 同上
第二節 各種所得の金額の計算	
第一款 所得の種類及び各種所得の金額(第二十三条—第三十五条)	第二節 同上
第二款 所得金額の計算の通則(第三十六条—第三十八条)	第一款 同上
第三款 収入金額の計算(第三十九条—第四十四条の三)	第二款 同上
第四款 必要経費等の計算	第三款 同上
第一目 家事関連費、租稅公課等(第四十五条・第四十六条)	第四款 同上
第二目 資産の評価及び償却費(第四十七条—第五十条)	第一目 同上
第三目 資產損失(第五十一条)	第二目 同上
第四目 引当金(第五十二条—第五十五条)	第三目 同上
第五目 親族が事業から受ける対価(第五十六条・第五十七条)	第四目 同上
第六目 給与所得者の特定支出(第五十七条の二)	第五目 同上

目次

第一編 同上	第一編 同上
第二章 同上	第二章 同上
第三章 同上	第三章 同上
第四章 同上	第四章 同上
第二章の二 同上	第二章の二 同上
第五章 同上	第五章 同上
第二編 同上	
第一章 同上	第一章 同上
第二章 同上	第二章 同上
第三章 同上	第三章 同上
第四章 同上	第四章 同上
第二章の二 同上	第二章の二 同上
第五章 同上	第五章 同上
第二節 同上	
第一款 同上	第一款 同上
第二款 同上	第二款 同上
第三款 同上	第三款 同上
第四款 同上	第四款 同上
第一目 同上	第一目 同上
第二目 同上	第二目 同上
第三目 同上	第三目 同上
第四目 同上	第四目 同上
第五目 同上	第五目 同上
第六目 同上	第六目 同上

- 第四款の二 外貨建取引の換算（第五十七条の三）
- 第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例（第五十七条の四—第六十二条）
- 第六款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例（第六十三条・第六十四条）
- 第七款 収入及び費用の帰属の時期の特例（第六十五条—第六十七条）
- 第八款 リース取引（第六十七条の二）
- 第九款 信託に係る所得の金額の計算（第六十七条の三）
- 第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算（第六十七条の四）
- 第十一款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目（第六十八条）
- 第三節 損益通算及び損失の繰越控除（第六十九条—第七十一条）
- 第四節 所得控除（第七十二条—第八十八条）
- 第三章 税額の計算
- 第一節 税率（第八十九条—第九十一条）
- 第二節 税額控除（第九十二条—第九十五条の二）
- 第四章 税額の計算の特例（第九十六条—第一百三条）
- 第五章 申告、納付及び還付
- 第一節 予定納税
- 第一款 予定納税（第一百四条—第一百六条）
- 第二款 特別農業所得者の予定納税の特例（第一百七条—第一百十条）
- 第三款 予定納税額の減額（第一百十一条—第一百十四条）
- 第四款 予定納税額の納付及び徵収に関する特例（第一百十五条—第一百十九条）
- 第二節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付
- 第一款 確定申告（第一百二十条—第一百二十三条）
- 第二款 死亡又は出国の場合の確定申告（第一百二十四条—第一百二十七条）
- 第三款 納付（第一百二十八条—第一百三十条）
- 第四款 延納（第一百三十一条—第一百三十七条）
- 第五款 納税の猶予（第一百三十七条の二・第一百三十七条の三）

第四款の二	同	上
第五款	同	上
第六款	同	上
第七款	同	上
第八款	同	上
第九款	同	上
第十款	同	上
第十一款	同	上
第三節	同	上
第四節	同	上
第三章	同	上
第一節	同	上
第二節	同	上
第四章	同	上
第五章	同	上
第一節	同	上
第二節	同	上
第三节	同	上
第四节	同	上
第五节	同	上
第一節	同	上
第二節	同	上
第一款	同	上
第二款	同	上
第三款	同	上
第四款	同	上
第一款	同	上
第二款	同	上
第三款	同	上
第四款	同	上
第一款	同	上
第二款	同	上
第三款	同	上
第四款	同	上
第一款	同	上
第二款	同	上
第三款	同	上
第四款	同	上
第一款	同	上
第二款	同	上
第三款	同	上
第四款	同	上
第五款	同	上

第六款 還付（第一百三十八条—第一百四十二条）

第三節 青色申告（第一百四十三条—第一百五十一条）

第六章 期限後申告及び修正申告等の特例（第一百五十二条—第一百五十三条の二）

第五十一条の六)

第七章 更正の請求の特例（第一百五十二条—第一百五十三条の六）

第八章 更正及び決定（第一百五十四条—第一百六十条）

第三編 非居住者及び法人の納税義務

第一章 国内源泉所得（第一百六十一条—第一百六十三条）

第二章 非居住者の納税義務

第一節 通則（第一百六十四条）

第二節 非居住者に対する所得税の総合課税

第一款 課税標準、税額等の計算（第一百六十五条—第一百六十五条の六）

第二款 申告、納付及び還付（第一百六十六条・第一百六十六条の二）

第三款 更正の請求の特例（第一百六十七条）

第四款 更正及び決定（第一百六十八条・第一百六十八条の二）

第三節 非居住者に対する所得税の分離課税（第一百六十九条—第一百七十三条）

第三章 法人の納税義務

第一節 内国法人の納税義務（第一百七十四条—第一百七十七条）

第二節 外国法人の納税義務（第一百七十八条—第一百八十条の二）

第四編 源泉徴収

第一章 利子所得及び配当所得に係る源泉徴収（第一百八十二条—第一百八十二条）

第二章 給与所得に係る源泉徴収

第一節 源泉徴収義務及び徴収税額（第一百八十三条—第一百八十九条）

第二節 年末調整（第一百九十条—第一百九十三条）

第三節 給与所得者の源泉徴収に関する申告（第一百九十四条—第一百九十八条）

九十八条）

第三章 退職所得に係る源泉徴収（第一百九十九条—第二百三条）

第三章の二 公的年金等に係る源泉徴収（第二百三条の二—第二百三

条の六）

第六款 同 上

第三節 修正申告の特例（第一百五十二条の二）

第六章 修正申告の特例（第一百五十二条—第一百五十三条の五）

第七章 更正の請求の特例（第一百五十二条—第一百五十三条の五）

第八章 同 上

第三編 同 上

第一章 同 上

第二章 同 上

第一節 同 上

第二節 同 上

第一款 同 上

第二款 同 上

第三款 同 上

第四款 同 上

第五款 同 上

第六款 同 上

第七款 同 上

第八款 同 上

第九款 同 上

第十款 同 上

第十一款 同 上

第十二款 同 上

第十三款 同 上

第十四款 同 上

第十五款 同 上

第十六款 同 上

第十七款 同 上

第十八款 同 上

第十九款 同 上

第二十款 同 上

第二十一款 同 上

第二十二款 同 上

第四章 報酬、料金等に係る源泉徴収

第一節 報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収（第二百四条
—第二百六条）

第二節 生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収（第二百七条
—第二百九条）

第三節 定期積金の給付補填金等に係る源泉徴収（第二百九条の二
・第二百九条の三）

第四節 匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収（第二百十一条
・第二百十一条）

第五節 非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収（第二百十六条—第二百
十九条）

第六節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十条—第二百
三十三条）

第七節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十二条—第二
百二十三条）

第八節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十二条—第二
百二十三条）

第九節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十二条—第二
百二十三条）

第十節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十二条—第二
百二十三条）

第十一節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十二条—第二
百二十三条）

第十二節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十二条—第二
百二十三条）

第十三節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十二条—第二
百二十三条）

第十四節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十二条—第二
百二十三条）

第十五節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十二条—第二
百二十三条）

第十六節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十二条—第二
百二十三条）

第十七節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十二条—第二
百二十三条）

第十八節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十二条—第二
百二十三条）

第十九節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十二条—第二
百二十三条）

第二十節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十二条—第二
百二十三条）

第二十一節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十二条—第二
百二十三条）

第二十二節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十二条—第二
百二十三条）

第二十三節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十二条—第二
百二十三条）

第二十四節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十二条—第二
百二十三条）

第二十五節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十二条—第二
百二十三条）

第二十六節 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十二条—第二
百二十三条）

第四章 同 上
第一節 同 上

第二節 同 上

第三節 同 上

第四節 同 上

第五節 同 上

第六節 同 上

第七節 同 上

第八節 同 上

第九節 同 上

第十節 同 上

第十一節 同 上

第十二節 同 上

第十三節 同 上

第十四節 同 上

第十五節 同 上

第十六節 同 上

第十七節 同 上

第十八節 同 上

第十九節 同 上

第二十節 同 上

第二十一節 同 上

第二十二節 同 上

第二十三節 同 上

第二十四節 同 上

第二十五節 同 上

第二十六節 同 上

第二十七節 同 上

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～二十二 省 略

二十三 変動所得 漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年々の変動の著しいもののうち政令で定めるものをいう。

二十四～三十四の四 省 略

三十五 特別農業所得者 その年において農業所得（米、麦、たばこ、

果実、野菜若しくは花の生産若しくは栽培又は養蚕に係る事業その他これに類するものとして政令で定める事業から生ずる所得をいう。以下この号において同じ。）の金額が総所得金額の十分の七に相当する金額を超える、かつ、その年九月一日以後に生ずる農業所得の金額がそ

の年中の農業所得の金額の十分の七を超える者をいう。

三十六 予定納税額 第百四条第一項（予定納税額の納付）又は第百七
条第一項（特別農業所得者の予定納税額の納付）（これらの規定を第
百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）
の規定により納付すべき所得税の額をいう。

三十七 省 略

三十八 期限後申告書 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第
十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書をいう。

三十九 修正申告書 国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定す
る修正申告書をいう。

四十、四十三 省 略

四十四 決定 第十九条（納稅地指定の処分の取消しがあつた場合の申
告等の効力）、第一百五十一條の四（相続により取得した有価証券等の
取得費の額に変更があつた場合等の修正申告の特例）、第一百五十九條
（更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付）及び第百六十條（更
正等又は決定による予納税額の還付）の場合を除き、国税通則法第二
十五条（決定）の規定による決定をいう。

四十五、四十八 省 略

（受託法人等に関するこの法律の適用）

第六条の三 受託法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が
個人である場合にあつては、当該受託者である個人）について、前条の
規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこ
の法律の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以
下この条において同じ。）又は法人課税信託の委託者若しくは受益者に
ついてこの法律の規定を適用する場合には、次に定めるところによる。

一、三 省 略

の年中の農業所得の金額の十分の七をこえる者をいう。

三十六 予定納税額 第百四条第一項（予定納税額の納付）又は第百七
条第一項（特別農業所得者の予定納税額の納付）（これらの規定を第
百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）
の規定により納付すべき所得税の額をいう。

三十七 同 上

三十八 期限後申告書 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第
十八条第二項（期限後申告書）に規定する期限後申告書をいう。

三十九 修正申告書 国税通則法第十九条第三項（修正申告書）に規定
する修正申告書をいう。

四十、四十三 同 上

四十四 決定 第十九条（納稅地指定の処分の取消しがあつた場合の申
告等の効力）、第一百五十九条（更正等又は決定による源泉徴収税額等
の還付）及び第百六十条（更正等又は決定による予納税額の還付）の
場合を除き、国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。

四十五、四十八 同 上

（受託法人等に関するこの法律の適用）

第六条の三 同 上

一、三 同 上

（受託法人等に関するこの法律の適用）

四 法人課税信託の受益権（公募公社債等運用投資信託以外の公社債等
運用投資信託の受益権及び社債的受益権（資産の流動化に関する法律
第二百三十条第一項第二号（特定目的の信託契約）に規定する社債的受
益権をいう。第二十四条第一項（配当所得）、第一百七十六条第一項及
び第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）、第二百二十四条の
三（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知）並びに第二百二十五条第

四 法人課税信託の受益権（公募公社債等運用投資信託以外の公社債等
運用投資信託の受益権及び社債的受益権（資産の流動化に関する法律
第二百三十条第一項第二号（特定目的の信託契約）に規定する社債的受
益権をいう。第二十四条第一項（無記名公社債の利子等の帰属）、第二
十四条第一項（配当所得）、第一百七十六条第一項及び第二項（信託財
産に係る利子等の課税の特例）、第二百二十四条の三（株式等の譲渡

一項（支払調書）において同じ。）を除く。）は株式又は出資とみな
し、法人課税信託の受益者は株主等に含まれるものとする。この場合
において、その法人課税信託の受託者である法人の株式又は出資は當
該法人課税信託に係る受託法人の株式又は出資でないものとみなし、
当該受託者である法人の株主等は當該受託法人の株主等でないものと
する。

五十九 省略

（非課税所得）

第九条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一 省略

二 学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する小学校、中学校、義務
教育学校 高等学校若しくは中等教育学校又は同法第七十六条（特別
支援学校の部別）に規定する特別支援学校の小学部、中学部若しくは
高等部の児童又は生徒が、その学校の長の指導を受けて預入し又は信
託した預貯金（前号に規定するものを除く。）又は合同運用信託で政
令で定めるものの利子又は収益の分配

三十四 省略

十五 学資に充てるため給付される金品（給与その他対価の性質を有す
るもの（給与所得を有する者がその使用者から受けるものにあつては
通常の給与に加算して受けるものであつて、次に掲げる場合に該當
するもの以外のものを除く。）を除く。）及び扶養義務者相互間にお
いて扶養義務を履行するため給付される金品

イ 法人である使用者から當該法人の役員（法人税法第二条第十五号
（定義）に規定する役員をいう。口において同じ。）の学資に充て
るため給付する場合

ロ 法人である使用者から當該法人の使用人（當該法人の役員を含む
。）の配偶者その他の当該使用人と政令で定める特別の関係がある
者の学資に充てるため給付する場合

ハ 個人である使用者から當該個人の営む事業に従事する當該個人の
配偶者その他の親族（當該個人と生計を一にする者を除く。）の学
資に充てるため給付する場合

ニ 個人である使用者から當該個人の使用人（當該個人の営む事業に

の対価の受領者等の告知）並びに第二百二十五条第一項（支払調書）
において同じ。）を除く。）は株式又は出資とみなし、法人課税信託
の受益者は株主等に含まれるものとする。この場合において、その法
人課税信託の受託者である法人の株式又は出資は當該法人課税信託に
係る受託法人の株式又は出資でないものとみなし、当該受託者である
法人の株主等は當該受託法人の株主等でないものとする。

五十九 同上

（非課税所得）

第九条 同上

二 学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する小学校、中学校、高等
学校若しくは中等教育学校又は同法第七十六条（特別支援学校の部別
）に規定する特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部の児童又
は生徒が、その学校の長の指導を受けて預入し又は信託した預貯金（
前号に規定するものを除く。）又は合同運用信託で政令で定めるもの
の利子又は収益の分配

三十四 同上

十五 学資に充てるため給付される金品（給与その他対価の性質を有す
るもの（給与所得を有する者がその使用者から受けるものにあつては
通常の給与に加算して受けるものであつて、次に掲げる場合に該當
するもの以外のものを除く。）を除く。）及び扶養義務者相互間において扶
養義務を履行するため給付される金品

イ 法人である使用者から當該法人の役員（法人税法第二条第十五号
（定義）に規定する役員をいう。口において同じ。）の学資に充て
るため給付する場合

ロ 法人である使用者から當該法人の使用人（當該法人の役員を含む
。）の配偶者その他の当該使用人と政令で定める特別の関係がある
者の学資に充てるため給付する場合

ハ 個人である使用者から當該個人の営む事業に従事する當該個人の
配偶者その他の親族（當該個人と生計を一にする者を除く。）の学
資に充てるため給付する場合

ニ 個人である使用者から當該個人の使用人（當該個人の営む事業に

従事する当該個人の配偶者その他の親族を含む。) の配偶者その他
の当該使用者と政令で定める特別の関係がある者 (当該個人と生計
を一にする当該個人の配偶者その他の親族に該当する者を除く。)
の学資に充てるため給付する場合

十六・十八 省略

2 次に掲げる金額は、この法律の規定の適用については、ないものとみ
なす。

一 前項第九号に規定する資産の譲渡による収入金額がその資産の第三
十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計
額 (以下この項において「取得費等の金額」という。) に満たない場
合におけるその不足額

二 省略

(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)

第十条 国内に住所を有する個人で、身体障害者福祉法（昭和二十四年法
律第二百八十三号）第十五条第四項（身体障害者手帳の交付）の規定に
より身体障害者手帳の交付を受けている者、国民年金法（昭和三十四年
法律第二百四十一号）第三十七条の二第一項（遺族の範囲）に規定する遺
族基礎年金を受けることができる妻である者、同法第四十九条第一項（
寡婦年金の支給要件）に規定する寡婦年金を受けることができる同項に
規定する妻である者その他これらに準ずる者として政令で定めるも
の（以下この条において「障害者等」という。）が、金融機関その他の
預貯金の受け入れ若しくは信託の引受けをする者、金融商品取引業者又は
登録金融機関で政令で定めるものの営業所、事務所その他これらに準ず
るもの（以下この条において「金融機関の営業所等」という。）におい
て預貯金（前条第一項第一号又は第二号（非課税所得）の規定に該当す
るものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）、
合同運用信託（同号の規定に該当するものその他政令で定めるものを除
く。以下この条において同じ。）、公募公社債等運用投資信託（投資信
託及び投資法人に関する法律第二条第二項（定義）に規定する委託者非
指図型投資信託に限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この条
において「特定公募公社債等運用投資信託」という。）又は有価証券（
公社債及び投資信託（同項に規定する委託者非指図型投資信託を除く。）

十六・十八 同上

2 同上

一 前項第九号に規定する資産の譲渡による収入金額がその資産の第三
十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の合計額 (一
以下この項において「取得費等の金額」という。) に満たない場合に
おけるその不足額

二 同上

(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)

第十条 国内に住所を有する個人で、身体障害者福祉法（昭和二十四年法
律第二百八十三号）第十五条第四項（身体障害者手帳の交付）の規定に
より身体障害者手帳の交付を受けている者、国民年金法（昭和三十四年
法律第二百四十一号）第三十七条の二第一項（遺族の範囲）に規定する遺
族基礎年金を受けることができる妻である者、同法第四十九条第一項（
寡婦年金の支給要件）に規定する寡婦年金を受けることができる同項に
規定する妻である者その他これらに準ずる者として政令で定めるも
の（以下この条において「障害者等」という。）が、金融機関その他の
預貯金の受け入れ若しくは信託の引受けをする者、金融商品取引業者又は
登録金融機関で政令で定めるものの営業所、事務所その他これらに準ず
るもの（以下この条において「金融機関の営業所等」という。）におい
て預貯金（前条第一項第一号又は第二号（非課税所得）の規定に該当す
るものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）、
合同運用信託（同号の規定に該当するものその他政令で定めるものを除
く。以下この条において同じ。）、公募公社債等運用投資信託（投資信
託及び投資法人に関する法律第二条第二項（定義）に規定する委託者非
指図型投資信託に限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この条
において「特定公募公社債等運用投資信託」という。）又は有価証券（
公社債及び投資信託（同項に規定する委託者非指図型投資信託を除く。）

（）又は特定目的信託の受益権のうち、政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）の預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際その預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

一～三 省 略

2 非課税貯蓄申込書は、次項に規定する非課税貯蓄申告書の提出の際に経由した金融機関の営業所等に対してのみ提出することができるものとし、その提出に当たつては、当該金融機関の営業所等の長にその者の身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳、国民年金法第十五条第三号（給付の種類）に掲げる遺族基礎年金の年金証書その他の政令で定める書類の提示又は当該書類の提示に代えて政令で定めるところにより行う署名用電子証明書等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三条第一項（署名用電子証明書の発行）に規定する署名用電子証明書（第五項において「署名用電子証明書」という。）その他他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五項において同じ。）であつて財務省令で定めるものをいう。）の送信をしなければならないものとする。

3

第一項の規定は、個人が、最初に同項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券の預入等をする日までに、次に掲げる事項を記載した申告書（以下この条において「非課税貯蓄申告書」という。）をその預入等をする金融機関の営業所等を経由し、その個人の住所地の所轄税務署長に提出した場合

（）又は特定目的信託の受益権のうち、政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）の預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際その預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

一～三 同 上

2 非課税貯蓄申込書は、次項に規定する非課税貯蓄申告書の提出の際に経由した金融機関の営業所等に対してのみ提出することができるものとし、その提出に当たつては、当該金融機関の営業所等の長にその者の第五項に規定する書類の同項に規定する提示をしなければならないものとする。

3

同 上

に限り、適用する。

一 提出者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）、障害者等に該当する旨並びに当該金融機関の営業所等の名称及び所在地

二～四 省略

5 4 省略

非課税貯蓄申告書又は前項の申告書を提出する個人は、政令で定めるところにより、その提出をしようとする際、第三項又は前項に規定する金融機関の営業所等の長に、その者の身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳、国民年金法第十五条第三号に掲げる遺族基礎年金の年金証書その他の政令で定める書類の提示又は当該書類の提示に代えて政令で定めるところにより行う署名用電子証明書等（署名用電子証明書その他の電磁的記録であつて財務省令で定めるものをいう。）の送信をして氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに障害者等に該当する旨を告知し、当該非課税貯蓄申告書又は前項の申告書に当該告知をした事項につき確認した旨の証印を受けなければならぬ。

6 5 8 省略

第十四条 削除

二～四 同上

5 4 同上

非課税貯蓄申告書又は前項の申告書を提出する個人は、政令で定めるところにより、その提出をしようとする際、第三項又は前項に規定する金融機関の営業所等の長に、その者の身体障害者手帳、国民年金法第十五条第三号に掲げる遺族基礎年金の年金証書その他の政令で定める書類の提示（当該書類の提示に代えて政令で定めるところにより行う第二百二十四条第一項（利子、配当等の受領者の告知）に規定する署名用電子証明書等の送信を含む。）をして氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに障害者等に該当する旨を告知し、当該非課税貯蓄申告書又は前項の申告書に当該告知をした事項につき確認した旨の証印を受けなければならない。

6 5 8 同上

（無記名公社債の利子等の帰属）

第十四条 無記名の公社債、無記名の株式（無記名の公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益証券及び無記名の社債的受益権に係る受益証券を含む。第三十六条第三項（収入金額）、第一百六十九条第二号（分離課税に係る所得税の課税標準）、第二百二十四条第一項及び第二項（利子、配当等の受領者の告知）並びに第二百二十五条第一項及び第二項（支払調書及び支払通知書）において「無記名株式等」という。）又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券について、その元本の所有者以外の者が利子、剩余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剩余金の配当をいう。）又は収益の分配（以下この条において「利子等」という。）の支払を受ける場合には、その利子等については、その元本の所有者が支払を受け

るものとみなして、この法律（第二百二十四条第二項及び第三項並びにこれらに係る罰則を除く。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、利子等の生ずる期間中に同項の元本の所有者に異動があつたときは、最後の所有者をその利子等の支払を受ける者とみなす。

(納税地)

第十五条 所得税の納税地は、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

一・二 省 略

三 前二号に掲げる場合を除き、恒久的施設を有する非居住者である場合 その恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものとの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるものとの所在地）

四・六 省 略

(収入金額)

第三十六条 省 略

2 省 略

3 無記名の公社債の利子、無記名の株式（無記名の公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益証券及び無記名の社債的受益権に係る受益証券を含む。第一百六十九条第二号（分離課税に係る所得税の課税標準）、第二百二十四条第一項及び第二項（利子、配当等の受領者の告知）並びに第二百二十五条第一項及び第二項（支払調書及び支払通知書）において「無記名株式等」という。）の剩余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配については、その年分の利子所得の金額又は配当所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、第一項の規定にかかわらず、その年において支払を受けた金額とする。

（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）

第五十七条 省 略

(納税地)

第十五条 同 上

一・二 同 上

三 前二号に掲げる場合を除き、恒久的施設を有する非居住者である場合 その国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものとの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるもののが所在地）

四・六 同 上

(収入金額)

第三十六条 同 上

2 同 上

3 無記名の公社債の利子、無記名株式等の剩余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配については、その年分の利子所得の金額又は配当所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、第一項の規定にかかわらず、その年において支払を受けた金額とする。

（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）

第五十七条 同 上

2 その年分以後の各年分の所得税につき前項の規定の適用を受けようとする居住者は、その年三月十五日まで（その年一月十六日以後新たに同一の事業を開始した場合には、その事業を開始した日から二月以内）に青色事業専従者の氏名及び個人番号、その職務の内容及び給与の金額との支給期その他財務省令で定める事項を記載した書類を納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

358 省略

（給与所得者の特定支出の控除の特例）

第五十七条の二 省略

2 前項に規定する特定支出とは、居住者の次に掲げる支出（その支出につきその者に係る第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者（以下この項において「給与等の支払者」という。）により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合における当該補填される部分及びその支出につき雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十条第五項（失業等給付）に規定する教育訓練給付金、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条第一号（母子家庭自立支援給付金）に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金又は同法第三十一条の十（父子家庭自立支援教育訓練給付金）において準用する同号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金が支給される部分がある場合における当該支給される部分を除く。）をいう。

一六省略
355

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）

第六十条の二 国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。以下この条において同じ。）をする居住者が、その国外転出の時において有価証券又は第百七十四条第九号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する匿名組合契約の出資の持分（株式を無償又は有りな価額により取得することができる権利を表示する有価証券で第百六十一条第一項（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得を生ずべきものその他の政令で定める有価証券を除く。以下この条から第六十条の四まで

2 その年分以後の各年分の所得税につき前項の規定の適用を受けようとする居住者は、その年三月十五日まで（その年一月十六日以後新たに同一の事業を開始した場合には、その事業を開始した日から二月以内）に青色事業専従者の氏名及び個人番号、その職務の内容及び給与の金額並びにその給与の支給期その他財務省令で定める事項を記載した書類を納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

358 同上

（給与所得者の特定支出の控除の特例）

第五十七条の二 同上

2 前項に規定する特定支出とは、居住者の次に掲げる支出（その支出につきその者に係る第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者（以下この項において「給与等の支払者」という。）により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合における当該補填される部分を除く。）をいう。

一六同上
355

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）

第六十条の二 国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。以下この条において同じ。）をする居住者が、その国外転出の時において有価証券又は第百七十四条第九号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する匿名組合契約の出資の持分（以下この条から第六十条の四まで（外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得等の特例）において「有価証券等」という。）を有する場合には、その者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については

(外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得等の特例)において「有価証券等」という。)を有する場合には、その者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その国外転出の時に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額により、当該有価証券等の譲渡があつたものとみなす。

一・二省略

2・3省略

4 国外転出の日の属する年分の所得税につき前三項(第八項(第九項において準用する場合を含む。第一号において同じ。)又は第十項の規定により適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた個人(その相続人を含む。)が、当該国外転出の時に有していた有価証券等又は契約を締結していた未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の譲渡(これに類するものとして政令で定めるものを含む。第八項において同じ。)又は決済をした場合における事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、次に定めるところによる。ただし、同日の属する年分の所得税につき確定申告書の提出及び決定がされていない場合における当該有価証券等、未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引、同日の属する年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上第一項各号、第二項各号又は前項各号に掲げる場合の区分に応じ第一項各号、第二項各号又は前項各号に定める金額が総収入金額に算入されていない有価証券等、未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引並びに第六項本文(第七項の規定により適用する場合を含む。)の規定の適用があつた有価証券等、未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引については、この限りでない。

1・2省略

5 国外転出の日の属する年分の所得税につき第一項から第三項までの規定の適用を受けるべき個人が、当該国外転出の時に有していた有価証券等又は契約を締結していた未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものについては、第一項から第三項までの居住者の当該年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上これらの規定により行われたものとみなされた有価証券等の譲渡、未決済信用取引等の決済及び

、その国外転出の時に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額により、当該有価証券等の譲渡があつたものとみなす。

一・二同上

2・3同上

4 国外転出の日の属する年分の所得税につき前三項(第八項(第九項において準用する場合を含む。第一号において同じ。)又は第十項の規定により適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた個人(その相続人を含む。)が、当該国外転出の時に有していた有価証券等又は契約を締結していた未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引(これに類するものとして政令で定めるものを含む。第八項において同じ。)又は決済をした場合における事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、次に定めるところによる。ただし、第六項本文(第七項の規定により適用する場合を含む。)の規定の適用があつた有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引については、この限りでない。

6 5 同上

1・2同上

未決済デリバティブ取引の決済の全てがなかつたものとすることができる。ただし、当該有価証券等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額、当該未決済信用取引等の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は当該未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額（以下この項において「有価証券等に係る譲渡所得等の金額」という。）につきその計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき確定申告書を提出し、又は確定申告書を提出していなかつたことにより、当該個人の当該国外転出の日から五年を経過する日までに決定若しくは更正がされ、又は期限後申告書若しくは修正申告書を提出した場合（同日までに期限後申告書又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が、所得税についての調査があつたことにより当該所得税について決定又は更正があることを予知してなされたものでないときを除く。）における当該隠蔽し、又は仮装した事実に基づく有価証券等に係る譲渡所得等の金額に相当する金額については、この限りでない。

一 当該個人が、当該国外転出の日から五年を経過する日までに帰国（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有することとなることをいう。以下この項及び次条第六項において同じ。）をした場合（当該帰国の時まで引き続き有している有価証券等又は決済していない未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引

二 省略

三 当該国外転出の日から五年を経過する日までに当該個人が死亡したことにより、当該国外転出の時に有していた有価証券等又は締結していいた未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の相続（限定承認に係るもの）を除く。以下この号において同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るもの）を除く。以下この号において同じ。）による移転があつた場合において、次に掲げる場合に該当することとなつたとき（当該相続又は遺贈による移転があつた有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引

一 当該個人が、当該国外転出の日から五年を経過する日までに帰国（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有することとなることをいう。次条第六項第一号において同じ。）をした場合（当該帰国の時まで引き続き有している有価証券等又は決済していない未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引

二 同上

三 当該国外転出の日から五年を経過する日までに当該個人が死亡したことにより、当該国外転出の時に有していた有価証券等又は締結していいた未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の相続（限定承認に係るもの）を除く。以下この号において同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るもの）を除く。以下この号において同じ。）による移転があつた場合において、同日までに、当該相続又は遺贈により有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の移転を受けた相続人及び受遺者である個人（当該個人から相続又は遺贈により当該有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の移転を受けた個人を含む。）の全てが居住者となつた場合（当該相続又は遺贈による移

イ 当該国外転出の日から五年を経過する日までに、当該相続又は遺

贈により有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の移転を受けた相続人及び受遺者である個人（当該個人から相続又は遺贈により当該有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の移転を受けた個人を含む。）において同じ。）の全てが居住者となつた場合

ロ 当該個人について生じた第百五十二条の六第一項（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）に規定する遺産分割等の事由により、当該相続又は遺贈により有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の移転を受けた相続人及び受遺者である個人に非居住者（当該国外転出の日から五年を経過する日までに帰国をした者を除く。）が含まれないこととなつた場合

7 省略

8 国外転出の日の属する年分の所得税につき第一項から第三項までの規定の適用を受けた個人で第百三十七条の二第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。第十項において同じ。）の規定による納税の猶予を受けているもの（その相続人を含む。）が、その納税の猶予に係る同条第一項に規定する満了基準日までに、当該国外転出の時から引き続き有している有価証券等又は決済していない未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の譲渡（その譲渡の時における価額より低い価額によりされる譲渡その他の政令で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）若しくは決済又は限定相続等（贈与、相続（限定承認に係るものに限る。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）による移転をした場合において、当該譲渡に係る譲渡価額若しくは当該限定相続等の時ににおける当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該決済によつて生じた利益の額若しくは損失の額若しくは当該限定相続等の時に当該未決済信用取引等を決済したものとみなして財務省令で定めることにより算出した利益の額若しくは損失の額に相当する金額（次条第八項において「限定相続等時みなし信用取引等損益額」という。）若しくは当該限定相続等の時に当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で

8 同上

8 国外転出の日の属する年分の所得税につき第一項から第三項までの規定の適用を受けた個人で第百三十七条の二第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。第十項において同じ。）の規定による納税の猶予を受けているもの（その相続人を含む。）が、その納税の猶予に係る期限までに、当該国外転出の時から引き続き有している有価証券等又は決済していない未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の譲渡（その譲渡の時における価額より低い価額によりされる譲渡その他の政令で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）若しくは決済又は限定相続等（贈与、相続（限定承認に係るものに限る。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）による移転をした場合において、当該譲渡に係る譲渡価額若しくは当該限定相続等の時ににおける当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該決済によつて生じた利益の額若しくは損失の額若しくは当該限定相続等の時に当該未決済信用取引等を決済したものとみなして財務省令で定めることにより算出した利益の額若しくは損失の額に相当する金額（次条第八項において「限定相続等時みなし信用取引等損益額」という。）若しくは当該限定相続等の時に当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で

くは損失の額に相当する金額（次条第八項において「限定相続等時みな
しデリバティブ取引損益額」という。）が次に掲げる場合に該当すると
きにおける当該個人の当該国外転出の日の属する年分の所得税に係る第
一項から第三項までの規定の適用については、第一項中「次の各号に掲
げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「当該有価証
券等の第八項に規定する譲渡に係る譲渡価額又は限定相続等の時における
当該有価証券等の価額に相当する金額」と、第二項中「次の各号に掲
げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の利益の額又は損失の額」
とあるのは「第八項に規定する決済によつて生じた利益の額若しくは損
失の額又は限定相続等時みなし信用取引等損益額」と、第三項中「次の
各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の利益の額又は損
失の額」とあるのは「第八項に規定する決済によつて生じた利益の額若
しくは損失の額又は限定相続等時みなしデリバティブ取引損益額」とす

(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例)
第六十条の三 省 略

2 · 3 省略

贈与の日又は相続の開始の日（以下この条において「贈与等の日」という。）の属する年分の所得税につき前三項（第八項（第十項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）又は第十一項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた居住者から有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の移転を受けた個人（その相続人を含む。）が、当該有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の譲渡（前条第四項に規定する譲渡をいう。第九項において同じ。）又は決済をした場合における事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、次に定めるところによる。ただし、当該贈与等の日の属する年分の所得税につき確定申告書の提出及び決定がされていない場合における当該有価証券等、未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引、

(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例)
第六十条の三 同 上

2
•
3
同

4 贈与の日又は相続の開始の日（以下この条において「贈与等の日」という。）の属する年分の所得税につき前三項（第八項（第十項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）又は第十一項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた居住者から有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の移転を受けた個人（その相続人を含む。）が、当該有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の譲渡（前条第四項に規定する譲渡をいう。第九項において同じ。）又は決済をした場合における事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、次に定めるところによる。ただし、第六項前段（第七項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用があつた有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引については、この限りでな

適用については、第一項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「当該有価証券等の第八項に規定する譲渡に係る譲渡価額又は限定相続等の時における当該有価証券等の価額に相当する金額」と、第二項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の利益の額又は損失の額」とあるのは「第八項に規定する決済によつて生じた利益の額若しくは損失の額又は限定相続等時みなし信用取引等損益額」と、第三項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の利益の額又は損失の額」とあるのは「第八項に規定する決済によつて生じた利益の額若しくは損失の額又は限定相続等時みなしデリバティブ取引損益額」とすることができる。

適用については、第一項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「当該有価証券等の第八項に規定する譲渡に係る譲渡価額又は限定相続等の時における当該有価証券等の価額に相当する金額」と、第二項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の利益の額又は損失の額」とあるのは「第八項に規定する決済によつて生じた利益の額若しくは損失の額又は限定相続等時みなし信用取引等損益額」と、第三項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の利益の額又は損失の額」とあるのは「第八項に規定する決済によつて生じた利益の額若しくは損失の額又は限定相続等時みなしデリバティブ取引損益額」とすることができる。

当該贈与等の日の属する年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上有価証券等の当該贈与等の時における価額に相当する金額又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の利益の額若しくは損失の額に相当する金額が総収入金額に算入されていない当該有価証券等、未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引並びに第六項前段（第七項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用があつた有価証券等、未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引については、この限りでない。

一・二 省 略

6 5 省 略

三 当該贈与等の日の属する年分の所得税につき第一項から第三項までの規定の適用を受けるべき居住者から、当該贈与等により非居住者である受贈者、相続人又は受遺者が死亡したことにより、当該贈与等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものについては、第一項から第三項までの居住者の当該年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上これらの規定により行われたものとみなされた有価証券等の譲渡、未決済信用取引等の決済及び未決済デリバティブ取引の決済の全額がなかつたものとすることができる。この場合においては、前条第六項ただし書の規定を準用する。

一・二 省 略

三 当該贈与等の日から五年を経過する日までに当該贈与等に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者が死亡したことにより、当該贈与等により移転を受けた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の相続（限定承認に係るもの）を除く。以下この号において同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るもの）を除く。以下この号において同じ。）による移転があつた場合において、次に掲げる場合に該当することとなつたとき 当該相続又は遺贈による移転があつた有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引

い。

一・二 同 上

6 5 同 上

一・二 同 上

三 当該贈与等の日から五年を経過する日までに当該贈与等に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者が死亡したことにより、当該贈

与等により移転を受けた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の相続（限定承認に係るもの）を除く。以下この号において同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るもの）を除く。以下この号において同じ。）による移転があつた場合において、同日までに、当該相続又は遺贈により有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の移転を受けた相続人及び受遺者である個人（当該個人から相続又は遺贈により当該有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の移転を受けた個人を含む。）の全てが居住者となつた場合 当該相続又は遺贈による移転があつた有価証券等、未決済信

用取引等又は未決済デリバティブ取引

イ 当該贈与等の日から五年を経過する日までに、当該相続又は遺贈により有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の移転を受けた相続人及び受遺者である個人（当該個人から相続又は遺贈により当該有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の移転を受けた個人を含む。口において同じ。）の全てが居住者となつた場合

ロ 当該非居住者について生じた第百五十五条の六第一項（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）に規定する遺産分割等の事由により、当該相続又は遺贈により有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の移転を受けた相続人及び受遺者である個人に非居住者（当該贈与等の日から五年を経過する日までに帰国をした者を除く。）が含まれないこととなつた場合

8 7 省略

適用贈与者で第百三十七条の三第一項（同条第三項の規定により適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による納税の猶予を受けているもの（次項及び第十一項において「猶予適用贈与者」という。）の受贈者又は適用被相続人等の相続人で同条第二項（同条第三項の規定により適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による納税の猶予を受けているもの（第十一項及び第十二項において「猶予適用相続人」という。）が、その納税の猶予に係る基準日（同条第一項に規定する贈与満了基準日又は同条第二項に規定する相続等満了基準日をいう。次項において同じ。）までに、その贈与等により非居住者に移転があつた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の譲渡（前条第八項に規定する譲渡をいう。以下この項及び第十項において同じ。）若しくは決済又は前条第八項に規定する限定相続等（以下この項から第十項までにおいて「限定相続等」という。）による移転をした場合において、当該譲渡に係る譲渡価額若しくは当該限定相続等時みなしデリバティブ取引損益額が次に掲げる場合に該当するときにおける当該適用贈与者又は適用被相続人等の当該贈与等の日の属する年分の所得税に係る第一項から第三項までの規定の適用については、第一項中「その時における価額に相当する金額」とあるのは「当

8 7 同上

適用贈与者で第百三十七条の三第一項（同条第三項の規定により適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による納税の猶予を受けているもの（次項及び第十一項において「猶予適用贈与者」という。）の受贈者又は適用被相続人等の相続人で同条第二項（同条第三項の規定により適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による納税の猶予を受けているもの（第十一項及び第十二項において「猶予適用相続人」という。）が、その納税の猶予に係る期限までに、その贈与等により非居住者に移転があつた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の譲渡（前条第八項に規定する譲渡をいう。以下この項及び第十項において同じ。）若しくは決済又は前条第八項に規定する限定相続等（以下この項から第十項までにおいて「限定相続等」という。）による移転をした場合において、当該譲渡に係る譲渡価額若しくは当該限定相続等の時における当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該決済による移転をした場合において、当該譲渡に係る譲渡価額若しくは当該限定相続等時みなしデリバティブ取引損益額が次に掲げる場合に該当するときにおける当該適用贈与者又は適用被相続人等の当該贈与等の日の属する年分の所得税に係る第一項から第三項までの規定の適用については、第一項中「その時における価額に相当する金額」とあるのは「当

係る第一項から第三項までの規定の適用については、第一項中「その時における価額に相当する金額」とあるのは「当該有価証券等の第八項に規定する譲渡に係る譲渡価額又は限定相続等の時における当該有価証券等の価額に相当する金額」と、第二項中「当該未決済信用取引等を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額」とあるのは「第八項に規定する決済によつて生じた利益の額若しくは損失の額又は限定相続等時みなし信用取引等損益額」と、第三項中「当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額」とあるのは「第八項に規定する決済によつて生じた利益の額若しくは損失の額又は限定相続等時みなしデリバティブ取引損益額」とすることができる。

一
省略

猶予適用贈与者から贈与により有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の移転を受けた非居住者で当該猶予適用贈与者（その相続人を含む。以下この項において同じ。）からその贈与の日の属する年分の所得税につき第百三十七条の三第一項又は第二項の規定による納税の猶予を受けている旨及び当該納税の猶予に係る基準日の通知を受けたもの（その相続人を含む。）が、当該有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約を、その贈与の日から当該納税の猶予に係る基準日までの間に、譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転をした場合には、その者は、その譲渡若しくは決済又は限定相続等の日（当該限定相続等に係る相続人にあっては、その相続の開始があつたことを知つた日）から二月以内に、当該猶予適用贈与者に、当該有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転をした旨、その譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転をした有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の種類、銘柄及び数その他参考となるべき事項を通知しなければならない。

卷之七 同上

該有価証券等の第八項に規定する譲渡に係る譲渡価額又は限定相続等の時における当該有価証券等の価額に相当する金額」と、第二項中「当該未決済信用取引等を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額」とあるのは「第八項に規定する決済によつて生じた利益の額若しくは損失の額又は限定相続等時みなし信用取引等損益額」と、第三項中「当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額」とあるのは「第八項に規定する決済によつて生じた利益の額若しくは損失の額又は限定相続等時みなしはデリバティブ取引損益額」とすることができる。

10 前二項の規定は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期限までに、その贈与等により非居住者に移転があつた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の譲渡若

しくは決済又は限定相続等による移転をした場合について準用する。この場合において、前項中「猶予適用贈与者から」とあるのは「次項第一号に規定する個人から」と、「受けた非居住者で当該猶予適用贈与者（その相続人を含む。以下この項において同じ。）からその贈与の日の属する年分の所得税につき第百三十七条の三第一項又は第二項の規定による納税の猶予を受けている旨及び当該納税の猶予に係る基準日の通知を受けたもの」とあるのは「受けた非居住者」と、「当該納税の猶予に係る基準日まで」とあるのは「同号に定める期限まで」と、「当該猶予適用贈与者に」とあるのは「当該個人に」と読み替えるものとする。

一・二 省 略
11
13

(外国税額控除)

第九十五条 居住者が各年において外国所得税（外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。以下この項及び第九項において同じ。）を納付することとなる場合には、第八十九条から第九十二条まで（税率及び配当控除）の規定により計算したその年分の所得税の額のうち、その年において生じた国外所得金額（国外源泉所得に係る所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべき金額に相当するものとして政令で定める金額をいう。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その外国所得税の額（居住者の通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基いて生じた所得に対して課される外国所得税の額、居住者の所得税に関する法令の規定により所得税が課されないこととなる金額を課税標準として外国所得税に関する法令により課されるものとして政令で定める外国所得税の額その他政令で定める外国所得税の額を除く。以下この条において「控除対象外国所得税の額」という。）をその年分の所得税の額から控除する。

2
3 省 略
4 第一項に規定する国外源泉所得とは、次に掲げるものをいう。

11
13 同 上
一・二 同 上

(外国税額控除)

第九十五条 居住者が各年において外国所得税（外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。以下この項及び第十項において同じ。）を納付することとなる場合には、第八十九条から第九十二条まで（税率及び配当控除）の規定により計算したその年分の所得税の額のうち、その年において生じた国外所得金額（国外源泉所得に係る所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべき金額に相当するものとして政令で定める金額をいう。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その外国所得税の額（居住者の通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基いて生じた所得に対して課される外国所得税の額、居住者の所得税に関する法令の規定により所得税が課されないこととなる金額を課税標準として外国所得税に関する法令により課されるものとして政令で定める外国所得税の額その他政令で定める外国所得税の額を除く。以下この条において「控除対象外国所得税の額」という。）をその年分の所得税の額から控除する。

2
3 同 上
4 同 上
一・二 同 上

しくは決済又は限定相続等による移転をした場合について準用する。この場合において、前項中「猶予適用贈与者から」とあるのは「次項第一号に規定する個人から」と、「受けた非居住者で当該猶予適用贈与者（その相続人を含む。以下この項において同じ。）からその贈与の日の属する年分の所得税につき第百三十七条の三第一項又は第二項の規定による納税の猶予を受けている旨及び当該納税の猶予に係る期限の通知を受けたもの」とあるのは「受けた非居住者」と、「同日から当該納税の猶予に係る期限まで」とあるのは「その贈与の日から同号に定める期限まで」と、「当該猶予適用贈与者に」とあるのは「当該個人に」と読み替えるものとする。

八 国外において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるもの）を含む。）で当該業務に係るものの利子（債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。）

九十五 省略

十六 第百六十二条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約（以下この号及び第六項から第八項までにおいて「租税条約」という。）の規定により当該租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（第七項及び第八項において「相手国等」という。）において租税を課すことができることとされる所得のうち政令で定めるもの

十七 省略

5| 前項第一号に規定する内部取引とは、居住者の国外事業所等と事業場等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があつたとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）が行われたと認められるものをいう。

6| 租税条約において国外源泉所得（第一項に規定する国外源泉所得をいう。以下この項において同じ。）につき前二項の規定と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける居住者については、これらの規定にかかわらず、国外源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その租税条約に定めるところによる。

13| 12| 11| 10| 9| 8| 7|
省省省省省省省
略略略略略略略

八 国外において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるもの）を含む。）で当該業務に係るものの利子（政令で定める利子を除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。）

九十五 同上

十六 第百六十二条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約（以下この号及び第七項から第九項までにおいて「租税条約」という。）の規定により当該租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（第八項及び第九項において「相手国等」という。）において租税を課すことができることとされる所得のうち政令で定めるもの

十七 同上

5| 前項第二号から第十四号まで及び第十七号に掲げる所得には、同項第一号に掲げる所得に該当するものは、含まれないものとする。

6| 第四項第一号に規定する内部取引とは、居住者の国外事業所等と事業場等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があつたとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）が行われたと認められるものをいう。

7| 租税条約において国外源泉所得（第一項に規定する国外源泉所得をいう。以下この項において同じ。）につき前三項の規定と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける居住者については、これらの規定にかかわらず、国外源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その租税条約に定めるところによる。

14| 13| 12| 11| 10| 9| 8|
同同同同同同同
上上上上上上上